

上海市で公布された地方法規及び政府通達の最新情況  
(2016年2月～2016年6月現在)

注1：公布機関はいずれも上海市の立法機関および行政機関である。

注2：外商投資企業にとって留意すべきと思われる法令をまとめたものである。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布/施行期日	内容の概略
1	滬府弁発 [2016] 2号	『上海市食品安全告発奨励弁法』	市人民政府弁公庁	2016/1/19 公布 2016/2/1 施行	中国の食品安全に関わる実情はすこぶる悲観的な状態であるがこの実情を受けて上海市政府弁公庁が公布した食品の安全を確保するための法令を制定した。中国ではすでに基本法として『食品安全法』があり、ローカル法として『上海市食品安全法実施弁法』があるが、この法令は安全上で問題のある食品及びその生産者・販売者について一般消費者による告発を奨励することに特化した法令で、告発の対象、範囲、受理方法、告発が真実であった場合の告発者への奨励金の支給方法についても定めている。食品の生産・輸送・貯蔵・販売に関わる事業を展開する外商投資企業は必見の法令である。また本法令はすでに今年の2月1日より施行している。
2	滬府令 [2016] 39号	『共有産権保障住宅管理弁法』	市人民政府	2016/3/16 公布 2016/5/1 施行	本法令でいう「共有産権保障住宅」とは、簡潔に言えば政府と住宅購入者が共有する住宅を指す。すなわち上海市が国の住宅保障政策に基づいて建設した住宅で、その建設・供給・使用・及び退去について政府による各種の優遇政策を受けており、規定に基づいた建設面積と販売価格、また使用範囲と処分権で規制を受けた政府と購入者の共有財産とする低所得者向け住宅を指す。本法令ではこの種の住宅の管理部門を定め、土地の供給・建設・価格・不動産登記・使用・財産権のシェアリング・譲渡から退去にいたるまでの詳細な規定を設けている。上海市の低所得者住宅政策の裏付けとなる法令であり、その内容を理解するうえでも重要な法令である。
3	滬人社福発 [2016] 14号	『労災死亡者の扶養直系親族見舞金基準の調整に関する通知』	人力資源社会保障局	2016/3/31 公布 2016/4/1 施行	上海市の行政当局が『上海市労災保険実施弁法』に基づいて公布した関係法令で、労働者が労災事故で死亡した場合にその者が扶養してきた直系親族の基本的生活を保障するための見舞金基準額引き上げに関する法令である。これによって2015年12月31日を基準日としてそれ以前に支給してきた

					基準額を一人当たりにしてさらに100元引き上げる。この結果、調整後の基準額の最低額は月額で1126元となり、孤老・寡婦あるいは孤児の最低月額基準1212元となる。本事案は企業側が拠出するため、外商投資企業の労務管理部門は必見の法令である。
4	滬人社福発 [2016] 15号	『労災労働者の後遺障害手当及び生活補助金の基準の調整に関する通知』	人力資源社会保障局	2016/3/31	労働能力を完全に喪失している場合の障害程度は1級～4級に区分しているが、この重度障害者に支給する後遺障害手当と生活補助金の引き上げに関する通知である。これによって1級は月額で440元、2級は420元、3級は390元、4級は370元増額し、最低基準額もそれぞれ増額する。さらに昨年の12月31日前に発生した後遺障害により生活自活能力を喪失している労働者に支給する生活補助金も増額する。また、今年の1月1日より12月31日の期間中に被災した場合の処理方法についても定めている。本件については労災保険基金からの拠出分と企業負担分があるので外商投資企業の労務管理部門の必見の通知となっている。
5	滬府発 [2016] 27号	『上海市戸籍制度改革に関する若干意見』	市人民政府	2016/4/11	国务院が公布した『戸籍制度改革を推進する意見』に基づいて上海市政府が公布した法令。ここでは、政策目標として、都市と郷鎮の戸籍登録制度を一元化し、居住証と安住システムを整備して2020年までに市民の中流小康状態に適應する公共社会サービスをフルにカバーし、公民の権利保護に努めるとしている。また、全市の常住人口を2500万人以内に制御するとし、これらの政策を具体化するための戸籍管理の実務目標も定めている。
6	滬府弁発 [2016] 15号	『行政許可及び行政処罰等の情報公開実務に関する総合案』	市人民政府	2016/4/25	国务院と国家發展改革委員会が昨年公布した市場管理サービスとそのビッグデータの監督・管理に関わる行政施策に基づいて上海市政府弁公庁が公布した政府部内の行政許可と行政処罰の実務に関連する総合案である。ここでは、政府が管轄する行政許可と処罰の二大事項について、「双公示」という標語を掲げている。つまりこの政務について「情報の公開を常態化し、非公開は例外とする」といった原則を堅持しつつ、この二大事項をいわゆるビッグデータに組み込むための

					所轄政府部内の各種の作業を定めている。
7	国税局公告 [2016] 7号	『個人による不動産賃貸で発行する増値税発票管理弁法（試行）』	市国税局	2016/4/30 公布 2016/5/1 施行	中央の財政部と国家税務総局が公布した『營業税を増値税に試験的に変更する件に関する通知』に基づいて上海市の国税局が公布した通知である。適用対象は、個人が保有する不動産を賃貸する際に発行する増値税発票は自営業者を除く自然人が取得した不動産（贈与、抵当等の形式で取得した物件も含む）が適用対象となる。本法令では、該当する物件を「私房」と称し、これを賃貸する際の増値税発票の発行について、納税額の計算式をはじめとする各種の規定を設けている。したがって、すでに自己所有の不動産を賃貸している個人、またはこれから賃貸する計画のある個人は必見の法令である。
8	滬食薬監協 [2016] 292号	『上海市食品安全サンプル抽出検査検疫実施細則』	食品薬品监督管理局	2016/5/12	表題どおり食品の安全を確保するためのサンプル抽出による検査と検疫に関する法令で、『中華人民共和国食品安全法』、『食品安全サンプル抽出検査検疫管理弁法』等の関係法に基づいて上海市の主管部門が公布した実施細則である。ここではサンプル検査の権限を有する機関、食品の生産と経営に關与する事業主への検査に伴う要求等を総則で定め、その実務計画の具体的な内容、検査の重点、サンプルの抽出と検査方法、検査結果に対する異議の申し立て、再検査、検査後の処置等について詳細な規定を設けている。全54条で構成する中型法令で、食品関連の外商投資企業は必見の法令といえる。
9	滬国税発 [2016] 68号	『上海市税務系統行政許可事項目録の更新に関する通知』	市国税局 市地税局	2016/5/24	国家税務総局が公布した『税務行政許可に関する若干問題に関する公告』（[2016] 第11号）に基づいて上海市の税務局が公布した行政許可事項について、各事項の性質に伴う税務手続の内容ごとに目録として公布している。例えば、印刷業を経営する企業による発票の印刷に関する行政許可、納税人に対する納税の延期申請に関する行政許可、定額納税の変更に関する行政許可、増値税専用発票の最高限度額に関する行政許可等について、申請行為で依拠する法令に基づいて必要な条件について解説を加えている。企業内で納税を担当する部門では必見の目録である。
10	—	『外国人の在華2年～5年の居留証手続に審査認可』	市人民政府	2016/5/25	上海市に登録する企業法人、駐在代表機構、文化、スポーツ、

			商務委員会		教育、医療、司法等の各種団体が外国人を招聘する場合、まず市政府外事弁公室で申請し、手続に関連する問い合わせを行うが、その際の基本的な条件を定めている。当該外国人は、その職位や身分に応じて2年から5年の範囲で居留証を取得できるが、その申請で必要な要件について詳細に説明しているので、外商投資企業や各種の社会団体の人事管理部門は必見の通知である。
11	滬財預 [2016] 25号	『薬品経営企業が薬品卸売事業を展開する際の変更申請に関する通知』	食品薬品監督管理局	2016/5/25	例えば薬品の小売り企業が卸売を経営する場合、主管当局である上海市食品薬品監督管理局が交付する「薬品経営許可証」を取得した後に、本通知で定める条件（相応する技術者、事業地点、設備、倉庫、環境、品質管理システム等）を定めており、これらの諸規定に基づいて業務範囲の変更申請を実施しなければならない。
12	滬食薬安弁 [2016] 98号	『上海市食品安全社会監督員管理弁法（試行）』	食品薬品監督管理局	2016/6/17	中国の「食の安全」に疑問を投げかけているのは外国人ばかりではなく、当の中国国民が最も厳しく指摘しているところであるが、そのような国民にも「食の安全」を保障するシステムに参加してもらうことを意図して制定された地方法令である。すなわち、「食の安全」を確保するための活動へ参加するボランティア（無報酬）を広く社会的に呼びかけ、これに応じた者を「食品安全社会監督員」に任命し、当初の目的を果たそうとする制度である。こうなると、本来的に「食の安全」を重要な職責としてきた政府主管当局側の責任放棄ではないか……とも思えるが、いずれにしても上海市民にとっては「福音」と思える制度である。本法令では、その「食品安全社会監督員」の資質と条件、任命手続、職責、職務内容、から紀律に至るまで詳細に定めている。外商投資企業で食品関連の事業を営む企業は必見の法令である。